

第5回研究会 刑法と墓地埋葬法

1 刑法の対象

片桐 ちょっといいですか。原田先生、前にもお聞きしたことがある話ですが、いつもの話の感じもありますが。原田先生がイメージされている、特に刑法190条の処罰対象になるような行為は、それを一言で「葬送」とおっしゃられるではないですか。「葬送」も、人が亡くなってから、墓に安置をして、何十年かたちます。安置してしまえば、墳墓発掘など、191条になるのかもしれないですが、そのように一連の流れのある行為ですね。

原田 弔い。おっしゃるとおり、「墓に入れました」といったところで一応終わりますが、後々、墓の維持ということがありますから。

片桐 ええ。その流れのある行為の中で、何と言ったらいいのか、生の遺体、ボディをどのように、社会通念上、無害なものにしていくのかという問題と、それから、それを墓の中に入れてやるべきなのかという問題は、また別の問題の気がするのです。

つまり、土葬にしても、火葬にしても、特に土葬がそうですが、お墓の中に埋めることと、それによって骨に返すという二つの側面があって、火葬の場合は、お墓の中に埋めて、骨に返すことをしなくていい類型ですね。そうだとすると、そのようにして無害化された骨を……。それで、例えば、何というのですか、普通にばらまくという意味での撒骨も、それから土中に埋めて自然に返すという意味での撒骨も、あるいは真珠にしたりするものも、いろいろな形態があるではないですか。

そのようなものも、要するに火葬して無害化された骨があるからこそ、できる話であって、その先の在り方まで、今までの議論の延長上で、道徳的かつ社会通念では語れないのが現状ではないかなと思っているのです。

そのときに、例えば海洋葬、海にまくことが、先ほど有罪の可能性があるとおっしゃられて、それは今やられていることを念頭に置くと、そのような理屈が立つかと思うのですが、例えばドイツなどで行われている海洋葬だと、骨つぼに入れた上で、ある地点で、その骨つぼを海中に投棄するわけですね。その地点はGPSロガーで必ず記録されていて、そのGPSで緯度経度が記録されて、それが証明書として出るわけです。そうすると、そこに行って追悼することが可能になっているわけですね。そのような形もありうるだろうと思うのですね。先生のご議論だと、そのようなものまで、やはり違法だと、刑法190条の処罰の対象になるとまでは言わないですね。構成要件該当性があるとお考えだということですか。

原田 断言するつもりはなくて、あえて、ちょっと意図を持って、有罪説を強く押し出し

ております。保存しなければならぬものだという前提があるのならば、全て違法になります。その前提を今後維持するのか、今まで保存してきましたからね。いずれ墓にはいったら消滅する、それは分かっていますけれども。意図的に消滅させることはしません。行為としては、保存のためにこれまでのようにそれを未来永劫、絶対にしろとまでは言いませんが、やめていいのかどうか、それはきちんと意思統一、議論をしなければいけません。

片桐 なるほど。あとは手元供養の話もそうですが、例えば真珠化して手元に置くといっても、全部の体の遺骨を真珠にすることはどだい無理です。といいますか、ダイヤモンド葬などはそうですね。残ったレベルは、普通にお墓に入れてあるわけです。このようなこともだめですか。

原田 ですから、遺骨の一部は破棄で、一部はお墓に入れ、一部はペンダントに入れてという人は珍しくはないのでしょうかけれども、生活領域から出さなくてはいけないと、実は私はそこまで言うつもりはないですが、もし、そのようなルールが社会の規範としてあるというのでしたら、手元に留めておくことは違法です。それをさらに言うならば、納骨しないで自宅に置いている人は、みんな犯罪者になります。それはいくら何でも無茶だと、私はもちろん思いますけれども、考え方としては、ありえないわけではないので、「この社会としてそれでいいのですよね」「家に置いておいてもかまいませんよね」ということを、きちんと確認しておかなければいけないです。

片桐 そのためには、強く違法説を打ち出しておいて、違法であるということであるならば、それが望ましくないということであるのならば、立法にといいいますか、法改正をした方がいいということですか。

原田 法律で明記しませんと。そのようなことですね。新しく思いついて、やりたい放題というのは、もう無法地帯ですから。

2 撒骨

田近 別のことをお聞きしていいですか。私はこの間、別の、とある所で、撒骨規制条例について話をしてくれという話でしたので、しゃべったことがあるのですが、そのときに、撒骨の「葬送の自由をすすめる会」は、やはり自己決定権だと言うわけですね。自己決定権という割には、われわれ憲法をやっている人間からすると、信じられないことに、本人の意思という話が出てこないのです。

自己決定だというのだったら、本人の生前の意思があったということが大前提にならないとおかしいはずなのに、その話は一切ないです。彼らは本人の意思表示と、遺族の意思表示を多分同視しているのです。多分、遺族が「これでいい」と言っているから、いいのだ

という話になっているのです。それをまず根本でおかしいと思うのです。

ただ、憲法論として考えたときには、本人が「撒骨してほしい」と言っていないと、そもそも話が始まらない気がするのです。今の原田先生の中で、遺骨遺棄罪など、正規の問題を考えたときに、本人の意思があったことをどのように組み込むことができるのか、できないのかを、ちょっと聞きたいのです。

原田 ですから、そこは私も明確な結論を、今のところは出せないでいるわけです。社会法益ですから、世の中の多くの人たちがそれでいいと認めるかどうかですが、多分、「死んだ本人が『嫌だ』と言っていたことをやります」は、それは、やはり「だめよ」と多くの人は考えるでしょう。

学問もここまで来るので、本人の意思は絶対にOKですし、それから遺族の間で意見が分かれることもよくありますね。その場合に、どうやって決めるのか。それから「喪主」という言葉を現に使われてはいますが、法律用語ではないですから、「では、どうするのか」ということは、非常にやはり難しいです。今、それを放っておいて、自然に任せておいていいのでしょうかという。

田近 その前に、本人の意思があったということが、それは構成要件に該当しないという話になるのか、違法性が阻却されるというレベルが問題になるのか、どちらでしょう。

原田 私の見解では、「社会通念で皆さんがいいと言っている吊いです」だったら構成要件に該当しません。

田近 本人の同意があったか。同意というか、本人の「撒骨してほしい」という意思があったか、なかったかということも含めて、それを社会的評価の議論の中にそれを入れ込むということですか。

原田 私の理解ではそうです。

片桐 でも、そうだとすると、例えば「僕はあの墓には入りたくない」と意思表示をして、無理やりそこへ入れたら、それは死体遺棄罪になるということですか。

原田 うん、そうですよね。どこの墓に入れるかに関しては、そのような議論も特にないと思います。実際、遺族から保存するか何とかという話ですからね。

片桐 そのレベルということですか。

片桐 原田先生が「これはあかん」と思っている行為類型が、やはり、いわゆる撒骨だということなのかもしれない。ですから、それ以外の場面で、もう少しいろいろ考えられますので。

原田 そうです。他の場面でも、問題にする場面はいっぱいあります。それは、もちろん分かっています。

田近 それから、原田先生がちらっとおっしゃっていた、撒骨条例と刑法の関係の話は、別に条例がないから許容されてしまうという話にはならないはずで、ただ禁止はされていないというだけの話です。別に規制がないから、それは積極的に推進されるかということ、そのようなはずはなく、ただ、それだけの話なので、私、個人的には別段何の問題はないではないかと思うのです。

原田 「ここではやるな」と場所を規定しますと、他の場所ではやっていいという話になるのですよ。

田近 いや、そうはなく、やっていいということではない。ただ、規制がかかっていないというだけの話です。

原田 少なくとも、そのような議論の根拠にはなりうるのです。

田近 そう誤解する人がいるでしょうというだけの話です。

片桐 でも、ずっと保存しておくことが社会通念上の要求だとしたら。それだったら、何百年とそのように言うのですか。ずっと子々孫々、そうしなければいけないというところまで言うのですか。

原田 保存といっても、それが33年間か分からないですが。もちろん物理的に土中に埋めて、骨がなくなってしまうたら、それはできないでしょうが。

片桐 文化財になるものとね。まだまだみんなが覚えているものの中くらいの領域はどのようになっているのですか。

森 すみません。文化財の問題、文化財として骨をどういう形で保存するのかという問題と、埋葬の問題は一回分けませんか。

森 今は撒骨だけが、今は死んだあとの埋葬の問題だけですよね。今、問題になりはじめてきているのは、改葬ですね。お墓の中に今まで入っていたものを、子孫が墓から取り出して、他のところに移す権利があるのかということが一つです。

長崎市では、先祖の墓から遺骨を取り出して、撒骨をする例もあります。また、山形ではクリスチャンになった嫁が、婚家の両親や夫が死んだ後に、両親や夫の遺骨を文教寺院から改葬して、自分が納骨するキリスト教のお墓に移転する、こういうことは刑法上、何も問題にならないですか。

原田 刑法の問題になりますかな。

森 刑法の問題にはならないですか。

片桐 そうです。だから、そこまで行く手前の話です。

井上 ですが、随分遠い時間の軸の話です。先ほどの追慕と、何でしたか。それは、やはりきちんと葬送しなければいけない根拠なのだから、時間がたつということは、50年、100年たてば、それは消えていますね。それから、もう一つは、追慕する人がいなくなっている状態は、別にもう問題ないですね。

原田 そうです。追慕、悲しむ人がいなくなれば。

森 でも、日本の法律の中では、例えば、民法の中にはあるのは、祭祀ですね。祭祀を承継するのです。祭祀のことだけをやって、埋葬については何も規定していません。ところが、刑法でも、祭祀条項を引用して、それが埋葬にも適用されるようなことを前提にしています。

片桐 区別の必要性は認めますが、民法の条文上、区別すると、墓の方が切り離されて、どこにも位置づけがなくなります。

森 なくなるから、だから、「埋葬」については新しく立法を作るのです。

片桐 それはそうですね。新しく作ることは賛成です。今、解釈が分離してしまうのは難しいと思います。あの規定の仕方だから、しょうがなくあそこに入れているわけですね。

森 そこを分離して、埋葬は、また別の論議でやるのだということをやるとすれば、祭祀の承継にまで法律が関わる必要はありますか。

滝田 すみません。暴論を言わせていただいてよろしいですか。色々を考えているのですが、細かいことをやると、ものすごく祖語が出てきて、でも現状は「やっぱりやばいよね」という共通の認識があるとするれば、例えばこういう法律、基本法のような思想だけ、「埋葬はやはり大事だよ」という、その情報を二つぐらいしかないものを出すという考え方はできないですか。

片桐 それは今の立法の技術としてよくとられる手ですが、基本的に、そこの継続的な形成に強い関心を国民が持ち続けられない限りは、最初の法律だけができて、あとは何十年も、たなざらして意味が分からないという話になりかねないですよ。

滝田 それは、憲法九条と同じになりませんか。

片桐 そうです。だから、理念倒れで終わります。昨日の夜中も、その話をしたのですが、後から作った法律が基本的には優先的に適用されることが法律の大原則ですから、そうだとすると、それと矛盾するような法律がぼんぼん出てきまして、しかも元々のものは改正されていません。そうなってくると、元々のものは空洞化します。

そのような状態になって、理念が風前のともしびのように、残り続ける状態が、果たして望ましいのかを、一回考えないといけません。それだったら、やはり多少苦労はあっても、ある程度のことをきちんとしなければいけないでしょう。このレベルで難しいと言っていると、正直、もう法律の話などはできません。

滝田 それは、そうですね。

3 遺体の処理と焼骨の処理

森 原則的には、死んだ人間は埋葬しなければいけません。この原則は変わりません。埋葬の概念は変わらない。

片桐 毎回、森先生とそこの認識が違うといつも思っているのです。私は、遺体は処理されなければならないと思っているのです。遺体を。

森 遺体は。遺体を処理することは埋葬ではないですか。

片桐 いいえ、それを墓地の中に納めなければならないかは、また別の問題です。

森 墓地の中に納めなければいけないというときに、墓地の中に納めるないときには、い

わゆる撒骨することは別の立法が必要ということです。

片桐 違います。ですから、そこは社会通念的に必要だと、思われていない可能性もあって、みんなの意思をどのようにやるかという選択肢をどのように作っていくかの可能性の問題だと思います。

田近 そうなると、撒骨がいいか、悪いかの話になるのでしょうか。森先生が言っているのは、(不明) 基本的にはやっておられるわけでしょう。

片桐 ですから逆に。

森 撒骨に関しては、私は基本的には絶対反対ではないのです。

片桐 すみません。私が先ほど質問を遮ってしまいました。

井上 初心者なので聞くのですが、(不明) 埋葬とは死体を土中に葬ること。もちろん土葬の場合はそれによって葬る、これは分かります。火葬は死体を葬るためにこれをやります。これは葬るための意味ですが、焼くことで葬っているのか、その後、焼いた。

片桐 焼骨を土中に入れるのですね。埋蔵するのですね。

片桐 そうです。埋蔵するのです。それで、埋めて焼いて、「蔵」されているものがあるでしょうという話です。それだと納骨堂になるとみんな言うのですが、そうではなくて、土中の上にカロートがあって、「埋」されていないでしょうというものもあります。そこはもうめちゃくちゃです。

ですから僕が言っていることは、土葬をするということは、遺体処理と、それから処理された骨の安置という二面的な性質を持っていて、火葬は遺体処理の部分だけなのです。火葬したものを墓に埋蔵するかどうかの問題なのです。ドイツで埋蔵義務が問題になるというのは、この部分でしょう。

重本 そうです。

片桐 この部分が、別に、もう、一回衛生的に処理してあるのだから、他の選択肢でもいいではないかということが、ドイツの議論ですね。墓地内に埋蔵しなければならないのかと。

森 今の法律においては、火葬したものは埋蔵と収蔵しか書いていないです。しがし、焼骨の処理の仕方には、多様な処理の仕方があります。これからも出てくる可能性はあります。であるとすれば、多様な処理の形態について、その枠組みを提示すべきでないのかというのが私の意見です。

片桐 そうです。その枠組みは葬儀の本質から出てこなくてもいいのではないと思うのです。むしろ、例えば、衛生や環境、それから他の私有財産など、そのような方から「これはやめて」とバリアを作っていけばいいのではないのでしょうか。墓地埋葬法だけに限ればですね。

森 焼骨の処理を含めて、現在は公衆衛生の論理の中でしかこれやってきていません。公衆衛生論理でしかやっていないから、環境問題が入ってくることはいいでしょう。でも、これはいろいろな形の枠組みがあったとしても、死者の尊厳性を守るといふ。

片桐 そうです。ただ、死者の尊厳性は、遺体の処理の部分ではないのかと思うのです。

森 僕は遺骨を含めます。

片桐 そこなのですね。

片桐 僕は、そこまではいいのではないかと。確かに、例えば焼骨をハンマーでこんこんとずっとやったり、あるいは呪詛の対象にしたりなどは、それはさすがにどうかと思うのです。ですが、何か必然的に、その二つの局面が絶対的に結びついているかといったら、そうではないのではないかと考えているのです。要するに、火葬して焼骨にすることと、それをお墓に埋めることは、必ず常に一体に議論されなくてはいけない問題なのかというところが怪しいと思っています。

森 いや、遺骨を「お墓に入れる」と、「葬る」という概念は必ずしも同じではないとおもいますが。「葬る」ことに関して、その概念自体は、現行法の枠組みの中でははっきりしていません。先ほど言いましたが、「葬る」という枠組みに、抽象的ですが、死者の保護をするという視点が入ってもいいだろうと考えています。

片桐 それはそうです。ですから、何と言ったらいいのでしょうか、先ほど原田先生が「土葬中心の議論はもうやめよう」と言いましたが、まさにそうだと思います。でも、「葬る」というのは、土葬のときにはやはり土中に埋めるところまでセットです。ですが火葬となると、ちょっと違うのではないかと言いたいということです。

森 かつては火葬だけで終わっていたのです。葬るという作業は、火葬をきちんとやるということだったのです。ところが、ある段階から、これが変わってきたのです。変わってくるのは、日本の場合は、火葬した後の焼骨を墓の中に入れる習慣ができたのは12世紀ぐらいです。ヨーロッパでは元々火葬がないですからね。

19世紀から20世紀にかけて、火葬が出てくるときに、火葬法を見ているとわかりますが、火葬した骨をどうしようかという時に、いろいろな形態をあげている者の、骨壺に入れるというところに集約されていきます。日本のように埋蔵と収蔵を区別するという発想がないわけですから。

森 このことは19世紀的な形の中で、19世紀から20世紀にかけては、それでよかった。ところがどうもそうはいかなくなってきたというのが、今の状況です。

森 今の状況の中で、判例なども含めて出てきていることは何かと言うと、刑法上の枠組みの中では、伝統的なのか近代的な「埋葬義務」の概念があって、この概念を馬えら上で、墓地の外に埋めることも例外的に容認しましょうよという枠組みができ始めたのです。日本でもそのような枠組みの方が分かりやすいのではないかと。

片桐 そうですね。結論としては、全く同じです。言っていることは全く変わっていません。

田近 火葬するから、墓地の外に持ち出すことが可能になるわけでしょう。

片桐 そうです。

田近 土葬だったら持ち出せないわけですから。ですから、そこを両者区別しろということとは、その限りでは「それは、そうだな」と。

片桐 そうです。ですから、火葬の場合も「葬る」という概念で、焼骨を埋蔵するところまでキャプチャーしてしまうと、過剰にキャプチャーしてしまうことになるのではないかということを言っているのです。今、言ったようなものは、「葬る」の概念とは反するから、墓地の外には持ち出せないという話になりますね、先生。ですから、それはやめた方がいいのではないかと思っています。

森 私もそれはそうです。ただ、どのようなときに持ち出すことができるのかということとは、きちんと議論してしなければいけない。

片桐 ですから、それは、どこに持ち出していいのか、どのような形で焼骨を置いておいていいのか、あるいは廃棄していいかということは、いろいろなことをいろいろなこととの関係で、いちいち決めていくことがいいのではないかと思います。

千坂 森さん、今の焼骨を持ち出すことで、面白い事例をお話しします。昨日差し上げた資料がありますね。その前の段階の（不明）というところで、（不明）このまま（不明）の場合も。そこは八幡太郎義家など、要するに最終的に源氏、頼朝に滅ぼされるわけですね。その段階で、安倍一族が反抗したわけですが、安倍頼時は反乱した一族の（不明）を征伐しに行ったときに、逆に傷ついて死んだのですね。実はその墓はもちろんありません。（不明）。もう800年もたっていますから。ところが「自分の所にその骨がある」と言った人が、偽の古文書を書いた人間です。それで偽の古文書を書いた人間は、安倍頼時の骨だというものをそのまま村に寄贈したわけです。骨だけではないですが、（不明）。ええ。そうしたら、それを本気にして、村でわざわざお祭りをして、お寺の中で行列をしました。しかも村の一部の所に、安倍一族の墓を作ったのです。そこの中にお骨を入れたわけです。その過程の中で、偽の古文書を書いた人が、いろいろもうけようとして寄贈したわけですね。お墓まで建てたわけです。

これは、もうおかしいと思いましたから、私は、ある人間から相談されたときに、お墓と称するものを直すという名目で、取ればいいのかと。骨と称するものをきちんと調べようではないかと言って、（不明）聞いたら、このまま村が民間の（不明）一族の墓（不明）それは墓地ではないでしょう。墓地ではないのです。一般の所に埋めたのです。それを墓と言ったわけです。（不明）。

森 先ほど言ったように、いろいろな問題があって、文化財としての問題と現代の問題を区別しません。たとえば、関ヶ原で敗北して取り潰される長宗我部の例ですが、江戸時代以降現在まで生き延びていて、長宗我部の墓がいろいろな所で点在し、荒れ果てて。その子孫が、個人レベルなりで継承や管理とやってきたm p だけれど、それが限界に達しているということの子孫が書いた本があります。これを保存・承継すべきかどうかと言う問題はあると思いますが、私個人にはやるべきだと思うのですが、それは村の歴史や日本の歴史の問題に関わるのであるから、これは文化財として保護すべきかどうかを考えるべきだ、と思っています。これは埋葬法の対象外です。

千坂 私は、それは墓地ではないことが分かったから、それは法律違反にならないから、掘って、骨だと証明するために、県立博物館に持っていったのです。

4 「葬る」こと

片桐 葬るという概念を、少し整理をした方がいいのではないかという理屈を立てたときに、私の理解ですと、原田先生が問題とされているような問題は、むしろ、撒ことをなぜ禁じられなければならないのかを説明するのです。そちらではないかと思うのです。

要するに宗教上の、要するに刑法 190 条の法益が死者の尊厳や社会的な感情など、それをもう少し上手に説明してあげることです。なぜ、あれがだめなのかを、「葬る」という概念と違うのだということではなくて、いかにあれが非人間的なのかを説明してあげることの方が、うまくいくのではないのかということ、今日聞いていて思ったのです。

原田 非人間的という表現が適切なのか分かりませんが、どのようなことをすれば、葬ったことになるのかを法律に書いていないから、分からないということ。

田近 ある種の逆の発想で、何が葬っていないか・・・

片桐 そうです。「葬る」概念を突き詰めるのではなくて。「これはさすがに葬ったことにはならないだろう」というアプローチです。それはみんな合意できるというアプローチもあるのではないのでしょうか。

田近 むしろ消去法でもっていくのです。

原田 「これは絶対だめでしょう」ということをわかるようにすることか。

片桐 そうです。先生が問題にされている種類の撒骨は、僕はどちらかという、それに近いような気がします。要するに、ばつとまいてしまうというのは、何か映画の 1 シーンのように、その人のカタルシスではあるかもしれないけれども、「周りの人の迷惑を考えてよ」というのは、やはりありますし、普通はそこまでして人は葬られたくはないでしょうとは思いますが。

井上 やっている人は周りに迷惑をかけていないと断言するのです。

片桐 そうです。ですから、それはさすがにそうではないでしょうという。

井上 銀座の柳の根っこにまいても、少しの粉だったら骨だと誰も気づかないくらいで、誰にも迷惑をかけていない、禁止する理由がないと泰隆(?)さんは言っています。社会行為という概念がまるきり分かっていません。

片桐 泰隆先生は、大体そのようなものです。

原田 水に溶けるプラスチック袋に骨を入れるのですね。海に落ちて、プラスチックは溶けるのです。どこが自然なのでしょう。そのような。

田近 原田先生がどこまで業者を区別しているのかは分かりませんが、やはり刑法 190 条の話と、規制条例の話は分けて考えませんか。

片桐 それはそうです。

田近 目的が違うわけですね。先ほどおっしゃったとおり、人に迷惑がかかるというのは、規制条例、そちらの問題です。要するに、規制で条例を制定するわけですから、例えば風評被害の防止や、公衆衛生上の何なりということを挙げていくわけですね。それに対して、刑法 190 条は、例えば死者の尊厳などといったものが法益になってくるわけです。そうすると、やはり両者を区別して考えませんか。

これも例の法務省の見解というのを見ていて、あるいはいろいろな撒骨業者が言っておられるところを見ていて、不思議で仕方ないことが、「節度を持ってやる限り、問題ないと法務省が言っている」、ですから人工物をまくという話をするのですが、法務省は刑法 190 条の話をしているのですから、人工物をまくなど、骨をまくなど、あるいは人家の近くでまくこととは何の関係もないわけですね。

原田 業者たちは、それを節度の内容として言っているのです。

田近 世間一般で、両者を混同されているので、私は調べたときに思ったのです。

井上 あとは国法益、国民の宗教的感情と社会法益ですが、宗教的感情とは何ですか。もう少し具体的に。

原田 昔は、死者に対する感情イコール宗教感情だと理解されたのです。

原田 憎しみや追慕などということですか。それはタブーだということですか。あまり、それは触れたくないという。

田近 どちらかという、そちらではないですか。要するに、近くに骨があると気持ち悪いというような。自分のお父さん、お母さんの骨ならまだしも、全然知らない他人の骨だったら気持ち悪いという、それは仕方ないですね。

森 それと、ドイツの文献を読んでいると、先ほど火葬、焼骨をどうするかという中で、海への埋葬 Seebestattung を埋葬だと認めているわけです。もっとも、それが陸のほうになってくると、海への撒骨（不明）の方に関してはやらなくてははいけません。陸にまくことに関しては、20 世紀初めごろには、彼らは許容していないわけです。

片桐 Seebestattung というのは、先ほども言ったように、壺に入れて、海の中に入れていくから、土中に入れることとあまり変わらないのですね。

田近 いや、変わるだろう。

片桐 ですから、陸上で普通に骨つぼに入れて、埋葬してもいいわけですね。ですから、それと変わらないと考えているのです。

井上 置き場所が違うということですか。

片桐 そうです。ですから水面下なのか、地面下なのかです。

森 そのときは、先ほど言ったように、埋葬義務違反だということは、全然議論されていないのですか。

片桐 ただ、認められていない限りはだめなのでしょう。法律上、ラント法上認められていない限りはだめなのでしょう。ですから、それはやはり焼骨の形態の問題です。そうです。保存の形態の問題です。だから遺体処理の埋葬とは違います。

森 違いますね。そういう意味において、ここまでを規制する必要があるのでしょうか。

5 新しい遺体の処理方法

片桐 そうです。もう一つ、ドイツで一番問題になるのは、遺体の処理方法自体も変わってきているのですね。要するに、化学薬品で溶かしたり、フリーズドライにしたりするという。フリーズドライは、皆さん「えっ」と言うのですが、一番エコなのです。CO₂も排出しないし、それから同じように粉にできて、何か変な、添加物ではないですから。人工物を取り除けるという意味で、エコだと言われているのです。薬品も同じで、薬品自体もそうだと言われているのです。あとは何か、マイクロ■■■葬なども確かあるのですね。

竹内 火葬がなくなるという話を読みましたがね。そこに行くだろうという。

片桐　そうです。それは、今度は、やはり遺体処理の方法ですね。それは、さすがにちょっと違うのではないかと僕は思っていて、そちらの方が、やはりまずかろうと思います。

森　僕は遺体処理に関しては、第一次葬、遺骨の処置に関しては「第二次葬」とくべつして、第一次葬に対しての論議と、第二次葬の論議は違います。

片桐　そうです。違います。それはまさしくそうです

原田　第二次葬の多様化よりも、第一次葬の多様化の方が、人間の尊厳というか、死者の尊厳という点では大きいです。

片桐　そうです。そうなのです。そこなのです。ですから、そちらの方が将来的には大きな問題だよねとは思っています。